

議案第 66 号

物産館ことうらの指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 物産館ことうら
- 2 指定管理者
  - (1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字別所 1030 番地 1 (物産館ことうら内)
  - (2) 事業者名 株式会社 ことうら
  - (3) 代表者 代表取締役 河越 行夫
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 6 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和